

令和5年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年12月26日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	☒ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	☒ 9 番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	☒ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	☒ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	参 事 今野 貴光	
7. 議 長	職務代理者 武部 文男		
8. 議事録署名委員の指名			
14 番 高 田 良 彦		16 番 松 本 由 美 子	

事務局長 皆様、こんにちは。ただ今から令和5年12月の農業委員会総会を開催いたします。本年最後の総会となります。総会が始まります前に、増山委員よりご挨拶がございます。

～ 増山委員挨拶 ～

事務局長 本日の欠席は、農業委員5番松永委員、9番梶山委員、11番大石委員、18番吉原委員、推進委員2番大久保委員、3番岩木委員、4番山口委員、5番濱崎委員、7番末永委員、18番松本委員でございます。出席委員は定数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

 先月の総会終了後に、忘年会を開催いたしました。皆さん大変お世話になりました。吉原会長につきましては、今月初めに木の伐採作業をされていた際に骨折をされ、現在加療中でございます。本日の総会議長につきましては、職務代理者の武部委員をお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。お手元にまつうら農業委員会だよりをお配りしております。これにつきましては、編集委員さんのご協力をいただき、立派なものできております。編集委員の皆さんありがとうございました。今月末に農政協力委員さんを通じて、農家の皆さんにお届けいたします。それでは、職務代理者、武部委員のご挨拶をいただきまして、12月の総会に入りたいと思います。

会 長 職務代理者の武部文男です。不慣れなものでどういう風にやっていいのか分からないものですから、いろいろとご協力お願いします。重複するかも知れませんが、会長からちょくちょく話があったんですが、吉原会長が先日自宅周辺の伐採をされた際、負傷をされて、病院に緊急入院されたそうです。現在も病院において療養中です。従いまして私が職務代理者になっているため、代理人の指示があり、不慣れでできるかどうか分かりませんが、本日の総会の議事進行を務めさせていただきます。皆さん方のご協力をいただき、議事進行ができますようお願いいたします。私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 議事録署名人の指名を行います。14番高田委員、16番松本委員をお願いいたします。

 続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは各種報告を説明いたします。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。2件とも新規のあっせんの申出です。2件続けて説明させていただきます。1件目は、申出人、志佐町長野免■■■■番地、■■■■氏です。種類は売買で、対象地は志佐町長野免字長野原■■■■番から同地字東■■■■番の6筆で、地目は全て田、合計面積は3,817㎡です。申出日は令和5年12月1日です。2件目です。申出人は、福岡県

春日市若葉台西5丁目 番地の 番地です。種類は売買で対象地は志佐町長野免字長野原 番の1筆で、地目田、面積は2,197㎡です。申出日は令和5年12月1日です。以上2件につきまして、あっせん委員の決定をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありました2件のあっせん事業報告について、あっせん委員の指名を行いたいと思います。推進委員8番鈴立委員、同じく9番百枝委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。鈴立委員は本日ご欠席ですが、百枝委員よろしいでしょうか。

事務局 鈴立委員には事前に内諾を得ております。

推進委員 はい、分かりました。（百枝委員）

議 長 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から5ページ提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案1ページから3ページにかけまして17件ございます。1件目の貸人、御厨町大崎免の 氏と借人、長崎県農業振興公社の分から、最終下段の6件目、貸人が長崎県農業振興公社、借人が 氏までの分につきましては、全て、農地中間管理機構を通して 氏が借り受けている分ですが、 氏が体調不良のため、施設等の入退院を繰り返されるということで、今後、耕作は不可能ということで、合意解約となったものです。議案は2ページをお願いします。こちらのページ1件目の貸人、 氏、借人、 氏の分は、 氏の高齢に伴う規模縮小による借人都合の解約です。2件目の 氏と 氏の分は、借人都合による解約です。3件目の貸人、 氏、借人、長崎県農業振興公社の分から最終下段の8件目の貸人、 氏と借人、長崎県農業振興公社の分6件22筆と、次の3ページ1件目の貸人、長崎県農業振興公社、借人、 氏の分は、22筆全て農地中間管理機構を通して 氏が借り受け、耕作していたものですが、経営規模を縮小するということで、借人都合による解約でございます。3ページ2件目の貸人、 氏、借人、長崎県農業振興公社の分と3件目の借人、農業振興公社と借人、 氏の分は、 氏の体調不良による借人都合の解約でございます。合意解約は以上になります。

議案は4ページをお願いします。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続については、議案4ページから5ページにかけまして、5件ございます。

1件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。農地の表示は御厨町田代免字ハサゴ から同地字鳥田 までの田4筆、畑4筆の計8筆、合計面積は14,385㎡です。被相続人、

氏は令和4年10月25日に亡くなられてまして、相続人から令和5年10月25日に相続登記が完了したということで、11月22日に届出があり、同日受け付けております。

2件目です。被相続人は、氏、相続人は氏です。農地の表示は志佐町長野免字丸田番から志佐町池成免字法知番までの田21筆、畑10筆の計31筆、合計面積は52,881㎡です。被相続人、氏は令和3年6月18日に亡くなられてまして、相続人から、令和5年11月16日に相続登記が完了したということで、11月29日に届出があり、翌30日に受け付けております。

3件目です。被相続人は、氏、相続人は氏です。親子関係です。農地の表示は御厨町立木免字原ノ後番から御厨町郭公尾免字フヒキリ番までの田9筆、畑2筆、計11筆、合計面積は8,774㎡です。被相続人、氏は令和4年7月14日に亡くなられており、相続人から、令和5年11月27日に相続登記が完了したということで12月6日に届出があり、翌7日に受け付けております。

議案は5ページです。4件目です。被相続人は、氏、相続人は氏です。農地の表示は御厨町大崎免字圓角番から同地字小嶋番までの田2筆、畑5筆、計7筆、合計面積は9,943㎡です。被相続人、氏は平成29年6月4日に亡くなられており、相続人から、令和5年11月28日に相続登記が完了したということで12月11日に届出がありましたので、同日受け付けております。

5件目です。被相続人は、氏、相続人は氏です。農地の表示は星鹿町岳崎免字大牟田番から同地字片平番までの田2筆、畑4筆、計6筆、合計面積は2,317㎡です。被相続人、氏は令和5年2月26日に亡くなられており、相続人から、令和5年12月5日に相続登記が完了したということで12月12日に届出があり、同日、受け付けております。

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
5条	一般個人住宅	1	675 ㎡		675 ㎡
計		1	675 ㎡		675 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積	
		田	畑	計	
所有権移転					
利用権設定	10	27,458 ㎡	2,197 ㎡	29,655 ㎡	
賃 貸 借	8	17,714 ㎡	2,197 ㎡	19,911 ㎡	
使用貸借	2	9,744 ㎡		9,744 ㎡	
計	4	10	27,458 ㎡	2,197 ㎡	29,655 ㎡

承認関係

内 容	件数	面 積		
		田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	5	10,269 m ²		10,269 m ²
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	1		938 m ²	938 m ²

報告は以上でございます。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんからただ今の報告について何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。
続きまして、議事に移ります。議案第71号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第71号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
事件番号1です。関係資料を28ページ以降に掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思います。譲渡人は、今福町東免[]番地、[]氏で、譲受人は今福町北免[]番地、[]氏です。申請地は、今福町東字原口[]、田675m²です。農地区分は、隣接する農地が無く土地改良事業の行われていない農地でございますので第2種農地です。転用の目的は、土地を売買し、一般個人住宅の建築を行うものです。土地利用計画については31ページの配置図をご覧ください。まず、登記面積が675m²で、一般個人住宅の場合、転用可能な有効面積の上限が500m²となっております。有効面積は進入路や法面などを除いて計算しますが、本申請におきまして、配置図に表示のある防風林、進入路及び転回場、法面の面積を除きますと494.08m²となり有効面積500m²以下となりますので、面積基準に関しては問題ありません。配置関係は、図面に表示されているとおりです。排水は、雨水は集水桝を介しまして北側の道路側溝へ放流されます。汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に暗渠排水管を介して雨水と同様に道路側溝へ放流されます。なお、北側の道路は市道でありまして、建設課と排水管接続に関する協議を行っておりますので、こちらに関する手続きに問題はありません。また、近隣の営農に関して、隣接する農地はありませんので、この点も問題ありません。最後に、融資予定証明書により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に進むと思われま。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員14番高田委員お願いいたします。

農業委員 農業委員14番高田です。20日朝から現地の確認を行いました。事務局職員と田中委員さんと一緒に現地を見てきました。先ほど事務局から詳しく説明があったとおり、排水に関する問題もなく、近隣の営農にも影響なく、また近隣の住民の方とも問題もないということで、特に問題はないのではないかと見て参りました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員として、私から意見を申し上げます。

 本件は、申請者譲渡人、 氏、譲受人、 氏で、農地区分は第2種農地で都市計画区域内にあり、転用目的は一般個人住宅建設で市道に接しており、造成計画もなく現状のままの利用となっています。排水計画及び雑排水は合併浄化槽処理後、雨水を含め道路側溝へ放流される予定です。従いまして以上のような状況であり、本件の農地法第5条の転用申請は問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

 それでは、事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第71号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

 続きまして8ページ、議案第72号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第72号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年12月27日としております。9ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が3件、賃貸借新規分5件、使用貸借新規分2件です。各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

 各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 7 2 号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和 5 年 1 2 月 2 7 日といたします。

続きまして 1 4 ページ、議案第 7 3 号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 7 3 号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。議案は 1 5 ページから 2 3 ページにかけて、4 件の促進計画となっております。全て、A to B で公社が貸し付ける分でございます。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 7 3 号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。

続きまして 2 7 ページ、議案第 7 4 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 議案第 7 4 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

番号 1 です。申出人は志佐町浦免 [REDACTED]、[REDACTED] 氏です。土地の所在は、星鹿町下田免字杉山 [REDACTED] 番、台帳上の現況地目は畑 9 3 8 m² です。申出人によりますと、1 0 年以上前から耕作しておらず原野化しているとのことでした。現地確認は、都合上、増山委員さんと事務局がそれぞれで行いました。申出地は防風林と思われる林に囲まれておりまして、長年耕作されていない様子を確認することができました。写真のように、竹や雑木などが繁茂していて中に入るのが困難な状況でした。なるべく中の写真も撮ろうとは思ったのですが、難しい状況でした。以上申し上げましたとおり、現地確認の結果、土地の現況と所在する場所からしまして、仮に復旧しても継続した営農の見込みがなく「原野」として非農地とすることが妥当であると考えております。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは地元委員のご意見を伺います。
推進委員 6 番増山委員をお願いします。

推進委員 事務局と一緒に確認はできなかったんですけど、後日 21 日に私が見に行きました。事務局のスライドで示されたんですけど、かなり原野化してまして、私としてはこのまま原野扱いで仕方がないのかなと思いました。皆様のご審議よろしく願いいたします。（増山委員）

議 長 ありがとうございます。ただ今地元委員さんからご意見をいただきました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 74 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。
続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日は報告とお願いということで何点か
ございます。

- ・「地域計画協議の場日程表の配布について」
- ・「令和 5 年度長崎県認定農業者等研修研究大会について」
- ・「第 25 号農業委員会だよりについて」

議 長 以上をもちまして、12 月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、1 月 26 日金曜日（13 時 30 分～ 場所 市民ホール）
といたします。本日はお疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 17 分